

教保第1612号
令和3年1月27日

各県立学校長 殿

県教育庁保健体育課
課長 太田 守克
(公印省略)

緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。本県においては、年末から新型コロナウイルス感染症新規感染者数や感染経路不明者の割合等が増加し、令和3年1月20日から沖縄県緊急事態宣言が発出されておりますが、児童生徒の新型コロナ感染者数、濃厚接触者に特定された者及び発熱等の風邪症状があり検査を受けている者等も増加傾向にあります。

このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要があることから、各学校においては、発熱や風邪症状を有する児童生徒等については、下記のとおり、医療機関を受診するよう御指導をお願いします。

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置である。

1 対象 地域の感染レベルが3の学校

2 期間 本日から緊急事態宣言終了日まで

3 対応方法

(1) 上記理由で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該児童生徒等及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認させ、その指示に従うよう指導する。

① 「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するよう伝える。

② 医師の指示により、症状消失後、一定期間自宅にとどまったく後、登校した場合も、学校を休んだ初日から終日まで「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。

(3) 受診しなかった児童生徒等への対応について

事前に学校医と相談し、2の期間は、下記の対応としても差し支えないこととする。

解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。

※ 上記については、令和2年12月25日付け教人第1496号「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」P2の2.(1)③を参考に作成している。

※ 上記期間は「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

上記証明は全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。

5 添付資料

(1) 参考 1

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関する Q & Aについて」(文部科学省 HP より)

<学校設置者・学校関係者向け>

②感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等の対応に関するこ

HP https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00034.htm

(2) 参考 2

令和2年12月25日付け教人第1496号

「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

P 2 の 2. (1) ③

6 その他 地域の感染レベルが2以下の学校については、これまでの対応に変更はありません。

令和3年1月6日付け教保第1526号「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和3年1月6日版)」を御確認ください。